三五九番一及び三五九番二
三六〇番二
三六一番二
三六二番二
三六三番から三七〇番まで
三七一番一及び三七一番二
三七二番
三七三番一から三七三番三まで
三七四番一及び三七四番二
三七五番
三七八番一から三七八番三まで
三七九番一及び三七九番二
三八〇番一から三八〇番三まで
三八一番
三八二番から三八五番まで
三八六番一及び三八六番二
十一丁目
一八三番二
一八四番二
一八五番一及び一八五番二
一八六番から一八九番まで
一九一番
一九二番一七六
二〇九番
三五二番二四五及び三五三番二四六
三五三番二四九
三五三番三七二及び三五三番三七三
三五三番二七六から三五三番三七九まで
三七六番
八三番五七三
十二丁目
十三丁目
四　虎渓山
岐阜県多治見市虎渓山町一丁目五〇番一内三等三角点虎渓を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十号から標柱三十七号までを順次結んだ線及び標柱十号から標柱三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第二百六十七号及び岐阜県多治見市虎渓山町一丁目五〇番一地内の三等三角点虎渓を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱五号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱六号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱六号から標柱九号を結んだ線に囲まれた土地の区域、岐阜県多治見市弁天町三丁目四〇番一五、四一番一及び四一番二を除く。）

基準点から一一一度一九分二一秒
五二〇・五五六メートルの地点　一号
標柱一号から一八〇度二五分五八秒
七八・一〇八メートルの地点　二号
標柱二号から二五八度三九分一五秒
五七・九八三メートルの地点　三号
標柱三号から二五五度四三分〇九秒
五一・八六五メートルの地点　四号
標柱四号から二四度〇六分五一秒
三七・七四八メートルの地点　五号
基準点から一二五度五四分五二秒
四七六・九六〇メートルの地点　六号
標柱六号から一九二度二九分三三秒
三九・〇五〇メートルの地点　七号
標柱七号から二八四度〇四分二〇秒
一三八・八一五メートルの地点　八号
標柱八号から一四度〇四分二〇秒
三五・一八〇メートルの地点　九号
基準点から一〇二度五七分三二秒
五八二・一六八メートルの地点　十号
標柱十号から一六八度四五分二九秒
一一・八三四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五五度〇三分四六秒
一八・九八三メートルの地点　十二号
標柱十二号から一三四度〇五分四二秒
二八・七四四メートルの地点　十三号
標柱十三号から一七九度一六分二五秒
一三二・〇七二メートルの地点　十四号
標柱十四号から二五二度一〇分一四秒
三二・二六五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一五八度五七分〇一秒
一九・〇九二メートルの地点　十六号
標柱十六号から二四九度三四分五九秒
一三九・六〇八メートルの地点　十七号
標柱十七号から三四五度〇六分一〇秒
一五・五五六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二七四度二六分二八秒
八三・一八九メートルの地点　十九号
標柱十九号から二七七度四三分四一秒
七四・二六三メートルの地点　二十号
標柱二十号から二三七度五五分〇二秒
五〇・二一三メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から三三七度〇三分五八秒
六九・八三三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二七七度〇四分二二秒
一〇五・五六一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二度二一分〇九秒
一三一・八三五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一四〇度〇八分四三秒
三〇・七三九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一度四〇分一六秒
七〇・八〇三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三一三度三三分五七秒
一四四・五二三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三五九度二九分二二秒
八九・八一三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一一二度二九分二一秒
一一七・九〇九メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から九四度三六分二二秒
四九・四六一メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四三度三四分〇〇秒
四七・九九八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一三四度〇一分四一秒
七二・三三三メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一九一度一一分二二秒
四二・五八七メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一五九度二〇分四九秒
三一・三一三メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一二六度〇七分五四秒
一二四・八〇八メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から五五度五二分〇〇秒
九九・四三八メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から八度〇五分二二秒
五九・二三四メートルの地点　三十七号

五　笠原の森
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（昭和三十二年建設省告示第百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
岐阜県多治見市笠原町
字向島　二三六一番一
二三六一番三
二四五五番三〇九及び二四五五番三一〇
字森ト
一六四八番一から一六四八番九まで
一六四八番四九
一六四八番九九及び一六四八番一〇〇
一六四八番一四四
一六四八番一四六から一六四八番一五〇まで
一六四八番一及び一六四九番一
一六五〇番一

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁検察官
平成22年検第5258～5262号貸金業法違反被告事件（平成22年領第2690号）　1. ノートパソコン4台。2. 顧客名簿2箱と6束と1袋。3. 申込書2冊。4. 貸付表等1箱。5. 顧客名簿等2箱と12束と1個。6. 入金表3袋。7. 住民票写し等1袋。8. 受付表2袋と8束と1冊。9. 受付表等3個と1冊と2束と1袋。10. 携帯電話37台。11. 透明ビニール等1袋。12. 和解契約書等1冊。13. メモ紙8束と3枚と1冊。14. USBメモリ2個。15. 印鑑2箱と1袋。16. ファックス2台。17. カレンダー1冊と1枚。18. 貸付表1束。19. タイムカード1束と2枚。20. 名簿1束。21. キャッシュカード12枚。22. 通帳14通。23. マニュアル等1束。24. メモ帳1袋。25. 契約書等2袋。26. 名刺1枚。27. カード5枚。28. メモ紙等1束。29. プラスチックケース1個。30. 明細書1束と1枚。31. 請求書等1束。32. 免許証等写し1冊。33. フラッシュメモリ2本。34. 保証書等1袋。35. ホワイトボード1枚。36. 現金156,960円。37. 封筒4袋と4枚。38. 給料袋1箱と4袋と6枚

さいたま地方検察庁検察官
平成21年検第7892・7893号建造物侵入、窃盗被告事件（平成21年領第1909号）　1. ガスバーナー1本。2. マイナスドライバー1本。3. バッグ1個。4. ライター1個。5. ショルダーバッグ2個。6. 眼鏡1本。7. ミニディスク7枚。8. 錠剤3錠。9. 指輪6個。10. ネックレス5本。11. 小銭入れ1個。12. 現金300円。13. アクセサリーケース1個。14. ブローチ1個。15. 腕時計1個。16. ブレスレット1個。17. ピアス7組と1個